

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

施策展開の方向性⑨

自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します

【施策の必要性】

産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、社会人、職業人として自立していくための教育の推進が求められています。

小学校においては、発達段階に応じて、人、社会、自然、文化と関わる体験活動を設定し、他者と積極的にコミュニケーションする能力や態度を身に付け、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲等を養う必要があります。

中学校においては、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進することにより、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立てて計画的に物事に取り組む態度を育成する必要があります。

高等学校においては、雇用、労働問題、社会保障制度や金融・経済、消費生活などに関する基礎的知識、また、成年年齢の引下げに伴い、主権者や消費者としての役割や責任など、実社会において生活するための基礎を確実に身に付けていくことも重要です。

とりわけ、専門高等学校では、卒業後すぐに就職する生徒が多いことから、社会の変化に対応できる人材を育成しなければなりません。このことから、生徒の能力伸長と進路実現を図るため、教育内容等を見直し、魅力ある専門高等学校づくりを進めていく必要があります。

1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 義務教育段階におけるキャリア教育の推進

ア 中学校等における職場体験活動の実施予定等に関する調査を実施し、都内全公立中学校等の職場体験活動に係る取組の状況を把握するとともに、成果や課題を抽出し、区市町村教育委員会や各学校等に情報提供を行う。また、区市町村教育委員会と連携し、職場体験活動の実施を継続するとともに、職場体験活動のより一層の充実を図る。

イ キャリア教育に係る取組事例等について情報収集を行い、優れた取組等について指導主事連絡協議会やメールマガジン等を通じて全都に紹介する。

ウ 都教育委員会ホームページで公開している「キャリア教育教師用手引書」（小学校版・中学校版）の活用を推進し、小・中学校におけるキャリア教育の充実に向けた具体的な取組やカリキュラム作成の仕方などについて、教員の理解を深め、実践を促す。

エ 都内全公立小・中学校及び都立高等学校の全教員に配布したキャリア・パスポートの考え方や活用の方法、キャリア教育で育成する具体的な資質・能力等を示したリーフレットの活用を促し、キャリア・パスポートを活用した小・中・高を一貫する効果的なキャリア教育を推進する。

(2) インターンシップ事業の促進

生徒に望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、主体的に進路を選択決定する能力、態度を育むキャリア教育を支援する。

平成18年度に都内国際ロータリーと締結した「インターンシップ事業に関する基本協定」を踏まえ、平成19年度からは国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入れ先の企業の拡大を図ってきた。

今後も受入れ先の企業の拡大及び職種の多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるよう情報提供等の支援を行っていく。

(3) 都立高等学校における起業・創業に関する教育の推進

都立高等学校において、起業・創業学習を通して起業・創業への関心を高め、都立高校生の起業家精神を醸成するとともに、起業に必要な知識やスキル等、新しい価値を創り出す力を育成する。

ア 都立高校生等起業・創業体験

都立高等学校等に通う起業・創業に興味のある生徒を対象として、夏季休業期間に講座を開講し、社会起業家から企業の社会的意義や問題解決がビジネスにつながることを学び、フィールドワークやビジネスプランの作成等といったプログラムを実施する。また、自分で考え方行動ができるアントレプレナーシップを身に付け、将来の生き方の一つに起業という選択肢をもつ人材の育成を目指す。

(4) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）

都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成30年度からビジネス科への学科改編を行った。平成30年度から第1学年で学ぶ「ビジネス基礎」において、東京都教育委員会が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、令和元年度から第2学年において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」を実施している。

(5) 企業・N P O等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するN P O等と連携し、高校生が社会や職業について実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる参加体験型の教育プログラムを普通科高校を中心に実施する。

2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

(1) 全都立学校への全国紙等の配布

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立特別支援学校高等部の図書室等に全国紙等6紙を配置する。

ア 生徒が現実の社会的事象に触れる機会の充実

イ 教員が主権者教育のための教材として活用する環境の整備

(2) 主権者意識の醸成

主権者教育の一層の充実を図るとともに、次のアからエまでを実践し、現代社会の諸課題を自らの課題として捉え、他者と協働してより良い社会を形成する力を育成する。

ア 「法」に関する教育

法律の実務家と連携した研究授業の実施

イ 金融に関する教育

東京都金融広報委員会と連携した金融・金銭教育の推進

ウ 租税教育

都主税局や東京国税局、東京税理士会と連携した高等学校用副教材の作成・配布及び租税教育の推進

エ 消費者教育の充実

消費者教育リーフレットの作成・配布及び教員向け研修会の実施

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のため、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

令和4年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における令和2年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

(ア) 「人間と社会」の優れた取組の共有とともに、探究的な要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書の趣旨・活用方法等の説明を目的として、各校の推進者を対象に推進者研修会を実施する。

(イ) 令和元年度から導入された各校の道徳教育推進教師は、原則として教科「人間と社会」推進者が兼ねる。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（都立学校教育部・指導部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

ア 教員の魅力を伝えるセミナーや大学見学会を含めた特別セミナーの実施

教師の魅力を知る機会を提供することにより、将来の職業選択の一つとして教職への興味・関心を醸成する。

イ 教職大学院生による専門教科・科目のワークショップへの参加

土曜日や長期休業中を活用し、教師を志望する生徒が、互いに切磋琢磨しながら、教師としての基本的な素養や職業意識を習得するワークショップを実施する。

ウ 教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施

希望により選択できる「チーム・エデュケーション」を導入し、「教育学基礎」、「教育課題研究」、「特別講義」、「教育実習体験」等を実施するとともに、小学校で外国語（英語）の指導ができる教員となるための英語教育に取り組む。

5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

知的障害が軽度の生徒を対象に専門的職業教育を行う就業技術科、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に基礎的職業教育を行う職能開発科及び職業準備教育を行う普通科の3科による重層的な職業教育を展開するため、既に設置の完了した就業技術科5校及び職能開発科4校に加え、今後、4校へ職能開発科の設置を進める。

施策展開の方向性⑩

障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

【施策の必要性】

これまで、障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援体制を整備するなど、特別支援教育を着実に進展させてきました。今後も引き続き、公立学校に在籍する障害のある全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、教育的支援の更なる充実を図る必要があります。

また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と等しく充実した教育を受けられるよう、就学先を決める際には、障害の状態や本人の教育的ニーズを踏まえつつ、保護者の意向を尊重するとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みを備えた教育環境の整備が求められています。このため、インクルーシブ教育システムについて調査・研究を行い、より良い教育環境の整備に必要な支援策を検討する必要があります。

さらに、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備することが必要です。

こうした諸課題を解決するため、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」等に基づき、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

将来推計により今後も在籍者数の増加が見込まれる都立知的障害特別支援学校について、学校の新設や増改築をはじめ多様な方法により教育環境の充実を図る。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

乗車時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

(3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間を活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓

等に関する情報収集を委託する。

- (イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置する。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

- (ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼する。

- (イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成27年度に制作したDVDを活用する。

エ 職業教育の充実

- (ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。

- (イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。

- (ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方策等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

(4) 医療的ケアの充実

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、人工呼吸器の管理を実施する。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、準備の整った肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を開始する。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

(5) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引き継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、肢体不自由特別支援学校

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

で付添い期間の短縮化に向けたモデル事業に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始する。

(6) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（再掲）

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進する。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図る。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 全ての都立高等学校等において、学校内で通級による指導を実施できる仕組みを令和3年度から導入したことに伴い、各都立高等学校等での通級による指導について円滑な運営を図る。

(7) 特別支援学校八丈分教室の設置

都立八丈高校内に知的障害特別支援学校高等部の分教室を設置し、3年間のモデル事業を実施する。本モデル事業においては、八丈高校の生徒との交流・共同学習や、島内の団体・企業等と連携した就職等の進路指導を実施し、これらの取組を通して、分教室における特色ある教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、その効果を検証する。

2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、人工呼吸器の管理を実施する。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、準備の整った肢体不自由特別支援学校から、

順次初期食の注入による給食の提供を開始する。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

(2) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（再掲）

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引き継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、肢体不自由特別支援学校で付添い期間の短縮化に向けたモデル事業に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始する。

3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

(1) 学校におけるインクルージョンに関する研究（再掲）

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布し、特別支援教育についての普及啓発を図る。

施策展開の方向性⑪

1 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

【施策の必要性】

全ての児童・生徒が、家庭の状況等にかかわらず豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、必要な経済的支援を行うとともに、学校と家庭、専門機関等とが連携し、個々の児童・生徒の状況に応じた取組がなされることが極めて重要です。

また、家庭、地域・社会など子供を取り巻く環境も大きく変容しており、小学校・中学校における不登校児童・生徒数は近年、増加傾向にあります。

さらに、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する日本語指導を充実させるとともに、就学に関する情報等を提供することは、国際都市東京として果たすべき重要な役割です。高等学校においては、外国人生徒等に対して、入学者選抜や入学後の学校生活に支障が生じないよう教育環境を整備する必要があります。

1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するためには保護者の教育費負担の軽減が重要なことから、これまで支援のなかった生徒の意思により参加する学習活動（学習の成果を明らかにする資格試験の受験料等や学校における勉強合宿・語学合宿等への参加費等）を対象とした奨学金を現物給付することにより、生徒が希望する学習活動等への参加機会を確保する。

(2) 多子世帯に対する授業料支援

経済的支援及び少子対策を目的とし、所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23歳未満の子供を3人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、都立学校の授業料等を半額に減額する支援を行う。

2 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実（指導部・地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対策

ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校として都教育委員会が「自立支援チーム」の「継続派遣校」を指定する。

イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

エ 不登校・中途退学対策に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細かな支援を実施する。

ウ 関係機関とのネットワークの構築

(ア) 関係機関とのネットワークの構築

中途退学又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

(イ) 学びのセーフティネット事業の実施

NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常の生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

(3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

ユースソーシャルワーカー（主任）は、継続派遣校での支援困難なケースに対して、ユースソーシャルワーカー等へ助言等を実施するほか、継続派遣校以外の都立学校に対しても、学校が抱える困難なケースに対して、学校へ訪問するなどして支援を行う。

また、就労系ユースソーシャルワーカー（主任）を新たに配置し、普通科高校の進路指導体制の充実を図り、就職を希望する生徒への支援を強化する。

4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援（指導部）

(1) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施

不登校の児童・生徒への無償の学習機会を確保するため、区市町村の設置する教育支援センターが、不登校児童・生徒への支援の中核的な役割を果たし、一人一人の多様な状況に応応することで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようすることを目的とし、教育支援センターの機能強化を図る取組を支援する。

ア 区市町村が選択する支援内容

- (ア) 教育支援センターの新規設置（分室含む。）
- (イ) 教育支援センターへの人材配置
- (ウ) 教育支援センターの運営や講座の充実等における民間事業者の活用
- (エ) 教育支援センターの施設整備及び学習環境の充実

(2) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容について理解を深めるための補助資料「研修ミニキット」を作成・配布するとともに、校内研修等でのガイドブック活用を更に推進する。また、区市町村教育委員会の要請に応じ、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施するなど、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを普及する。

(3) 不登校特例校の設置支援

新たに不登校特例校の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続を支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を行う。

(4) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

ア 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を24時間フリーダイヤルで受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

イ 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日18時までの相談時間の延長及び毎月原則第3土曜日の開所を引き続き実施する。

ウ メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS教育相談による支援

都内在住又は在学の中学生・高校生（相当年齢）本人からの教育相談にSNSで対応す

る。

オ 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも学校で不登校の状態にある方やその保護者の方を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援をする。

(ア) リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等を定期的に発信する。

(イ) リスタート登録された方向けの支援

- ・就学サポートによる支援の支援

現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的に行い、都立高等学校への就学に向けて個別に支援する。

- ・リスタートのための学校説明会

具体的な進路の一例として年2校程度、特色ある教育課程を実施している都立高等学校から直接話を聞ける説明会を開催する。

カ 「思春期サポートプレイス」における支援

主に学齢期の不登校や登校渋り、ひきこもり状態にある児童・生徒とその保護者を主な対象に、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供し、将来的な社会的自立を支援していく。

(ア) 思春期サポートプレイス通信の発行

思春期サポートプレイス講演会やグループミーティング、講演会講師のインタビュー等を定期的に発信する。

(イ) リスタート登録された方向けの支援

- ・思春期サポートプレイスグループミーティング

東京都教育相談センターの心理職からの助言を交え、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の学校復帰、社会参加に向けて話し合う。

(ウ) リスタート登録されていない方でも参加可能な支援

- ・思春期サポートプレイス講演会の開催

不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで、保護者を対象に開催する（初回のみ登録不要）

- ・進路相談会の開催

都立高等学校への就学について個別相談を行い、具体的な情報の提供により、適切な進路選択ができるよう支援する。

キ 「自立支援チーム」と東京都教育相談センターの接続

自立支援チームが関わっている都立学校における不登校、中途退学等を経験した生徒のうち進学を希望する生徒・保護者等を東京都教育相談センターへ案内する。

ク 学校等への支援

(ア) 教職員等からの児童・生徒理解に関する相談

教職員等からの児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

(イ) 所員及び専門家等の派遣

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- ・所員及び専門家アドバイザリースタッフ
 - 一般訪問：いじめ、不登校、集団不適応等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。
 - 緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣し支援を行う。
 - ・心理学や教育学等の教育課程がある大学等の紹介
 - 不登校や集団不適応等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として大学等を学校に紹介し、連携を提案する。
- (ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進
- 都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。
- (エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進
- 東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携、協力を推進する。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

- (1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実
- 小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校であるチャレンジスクールの適正な規模と配置に向けた整備を進める。
- また、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、生徒の個々の状況に合わせ、社会的に自立できる力の育成を図る。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）（再掲）

- (1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備
- 通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながら e-ラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るために、デジタルを活用した学習環境を整備する。
- (2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）
- 高等学校通信制課程等の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

7 区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進（指導部）

- (1) 東京都学校・フリースクール等協議会の実施
- 学校や教育関係機関の関係者と、不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等の関係者が、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、情報共有や課題解決に向けた協議等を行うことで、連携した支援を行えるようとする。
- (2) 連携に必要な留意点等を記載した資料の活用

学校や家庭がフリースクール等の民間施設・団体と一緒に円滑に連携するために必要な留意点等を記載し、都内全小・中学校に配布した資料「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」を学校管理職やスクールカウンセラー等の連絡会で周知し、理解促進を図る。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(地域教育支援部・指導部)(再掲)

(1) 「地域未来塾」の促進

ア 実施地区の拡充

担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

イ 情報提供の充実

各地区的特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域未来塾ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施

ア 実施地区の拡充

「地域未来塾」の実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を、平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、令和2年度からは実施地区を拡充し実施している。

イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

(3) 「校内寺子屋」の推進

ア 令和2年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240時間程度の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施

ア 都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力及び学校の進路実績の向上を支援する。

イ 予備校講師等の外部人材を活用し、大学進学を希望する生徒を対象とした講座を開設し、意欲向上と学力伸長を図る。

ウ 指定校の教員の講座への参加を通して、大学受験に対応した教科指導力の向上を図り、授業改善に生かす。

9 病院内教育におけるデジタル機器の活用(都立学校教育部)

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

平成29年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円

滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備することで、入院中の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実させた。

令和3年度は引き続き、病弱教育支援員・デジタル機器を活用した学習支援を実施するとともに、病弱教育支援員を対象とした研修の実施、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・デジタル機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

(2) 病院内教育における分身ロボットの活用

病院内分教室を設置する特別支援学校5校に分身ロボットを配備し、分教室での授業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図る。

10 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（指導部・都立学校教育部）

(1) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高校における適切な募集規模を検討する。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒等のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

イ NPO法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に、NPO法人等からコーディネーターを派遣し、外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るために必要な取組を実施する。

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、専門家の紹介等により支援を行う。

さらに、対象校を拡大した本格実施に向け、検討を進める。